史跡 長府藩主毛利家墓所(覚苑寺墓所)保存修理委託業務 委 託 業 務 仕 様 書

1. 実施場所(別添位置図参照):

下関市長府安養寺三丁目 1272 番・312 番 4 (覚苑寺墓所) のうち 長府藩 13 代藩主毛利元周墓所

2. 委託期間:

契約締結日~令和7年3月28日

3. 業務内容:

山口県指定史跡 長府藩主毛利家墓所のうち、覚苑寺に所在する長府藩13 代藩主毛利元周墓所の石柵の一部が倒壊したため、史跡の文化財的価値を損なうことなく保存修理を行い、原状復旧するもの。

4. 業務詳細(別添仕様図面参照)

1) 仮設工事

- 十分な安全対策を講じること。
- ・ 機材の搬入搬出に際しては史跡を損なわないよう十分配慮すること。

2) 石修復

折損した石柵角柱1本・石柵笠石1個、その他石柵横桟石について、 接合し修復する。接合に際しては必要に応じて、石材用エポキシ樹 脂、ステンボルト等を使用し、石材や史跡への影響が少ないものを 選択すること。

3) 石組

・ 倒壊した石柵を組み直し、倒壊前の状態へ復元する。基本的に現状 の石材を利用すること。

4) その他

- 業務実施にあたっては、作業日程等を管理団体(下関市)及び所有 者(覚苑寺)に対して周知の上、安全管理に留意して行うこと。
- ・ 受託者は、業務実施に伴い発生した塵芥等について、清掃一切の片付けを当該業務終了前に行うこと。
- ・ 業務の実施にあたっては、作業着手前状況、作業実施状況、作業完 了状況が対比できるように写真記録を行い、業務完成届に添付する こと。
- 業務において疑義が生じたときは、文化財保護課の指示を仰ぐこと。
- ・ 業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく報告すること。
- ・ 受託者は、業務の実施にあたり、各種法令を遵守すること。